

## 会 議 録

会 議 名	令和5年度 山陽小野田市自立支援協議会
開 催 日 時	令和6年1月31日（水） 14:00～15:30
開 催 場 所	高千帆地域交流センター 会議室（2階）
出 席 者	<p>山陽小野田精神保健家族会 池田 はるみ          一般公募 岩井 和子          指定障害福祉サービス事業所まつば園 小林 利恵          社会福祉法人神原苑 澤村 知美          宇部公共職業安定所 須藤 淳子          山陽小野田市社会福祉協議会 瀬口 美紗          山陽小野田市民生児童委員協議会 中村 尚子          山口大学大学院医学系研究科 長谷 亮佑          相談支援事業所のぞみ 廣石 義和          小野田赤十字訪問看護ステーション 弘永 加奈枝          山陽小野田市障害者協議会 宮川 力雄          一般公募 山岡 好弘          山陽小野田こども発達支援センターとことこ 吉水 多加志</p>
事務担当課 及び職員	<p>福祉部長 吉岡 忠司          福祉部次長 尾山 貴子          障害福祉課長 杉山 洋子          障害福祉課課長補佐 松本 啓嗣          障害福祉課障害支援係 係長 岡手 優子          障害福祉課障害支援係 主任技師 片岡 雅美</p>

<p>会議次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉部長あいさつ</li> <li>2. 委員紹介</li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援の状況について</li> <li>(2) 地域課題への取り組みについて</li> <li>(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について</li> <li>(4) 第5次山陽小野田市障害者計画、第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における自立支援協議会の役割について</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉部長あいさつ 福祉部長があいさつを行った。</li> <li>2. 委員紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配付している名簿より各委員が自己紹介を行い、その後、事務担当課職員が自己紹介を行った。</li> <li>・議事に入る前に自立支援協議会の位置付け及び協議内容について、事務局が説明を行った。</li> <li>・続けて会長、副会長の選任について、自薦、他薦はなし。事務局案として「会長に吉水委員、副会長に瀬口委員」を提案。全委員が賛同し承認される。</li> </ul> </li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援の状況について 事務局が説明を行った。(資料 P1～4) 委員：緊急時短期入所利用実績について、令和4年度に3件とあるが、状況を説明してほしい。 事務局：障がい者の同居家族が緊急入院されたことにより、障がい者が在宅において一人で生活することが難しくなり、障害者支援施設みつば園に入所となった。</li> <li>(2) 地域課題への取り組みについて 事務局が説明を行った。(資料 P5～8) 委員：定例会、運営委員会で報告された課題の「ひきこもり支援」は、大変難しいと思われるが、家族が抱え込んでおり支援につながっていないという課題についての対応内容が書かれていないのではないかと。 家族の思いをどこまでくみ取れるかが重要。家族が抱え込まずにすむよう</li> </ol> </li> </ol>

なもっと違う関わり方があればと思う。皆で考えていくべきと思う。

委員：就労についての課題は、就労サービス事業所だけのことなのか。それとも全ての障がいがある人を含めてのことなのか。

事務局：定例会や運営委員会が出された意見であるため、就労サービス事業所に通っている利用者のことである。

委員：障がい者にとって、生活の中で大切になるのは就労である。なかなか仕事に就けないという現状がある中で、課題に対する対応は就労サービス事業所に通っている障がい者だけでいいのか。

事務局：対応については、事業所に通っている方だけでなく、一般就労されている方も含めて考えている。

委員：権利擁護部会とは。どこが中心となって行っているのか。権利擁護部会という組織はどこに明記されているのか。

事務局：権利擁護部会は、山陽小野田市自立支援協議会規則において定めており、協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができるとしている。

委員：権利擁護部会はどこの課が行っているのか。

事務局：課ではなく、自立支援協議会の下に設置された部会であり、事務局として障害福祉課が入っている。

委員：専門部会が分かりづらい。参加者ではなく、どの部門の人達なのか分かる書き方をした方が良い。

事務局：部会の構成員という書き方はどうか。

委員：その方が分かりやすい。

委員：障害福祉サービスの対応の中で、支援者は65歳に達する前から、将来を見据えて利用者やその家族と話を重ねていく、とあるが、65歳は誰のことなのか。

事務局：障害福祉サービスの利用者のことである。利用者が65歳に達すると、サービスが介護保険に移行するため、利用者が65歳に達してからではなく、達する前からの支援が必要となる。

委員：支援者という言葉が、支援する側なのか、支援される側なのか、一般的にはどちらなのかが気になった。支援する側に年齢制限があるのか質問した。

事務局：最初に御意見をいただいていた「ひきこもり支援」について、資料の中で支援者に対しての対応しか書かれていないが、市では、今年度健康増進課がひきこもりの調査を行っている。障害福祉課の保健師も含め、福祉部全体で取り組んでいきたいと考えている。

委員：私も以前、学校関係の仕事をしていたが、不登校の子供が増えている。合わせて発達障がいがある子供もおり、将来的に、ひきこもりにつながって

いく場合もあるため、学校関係者もその対応に努めているという話を聞いている。ひきこもりの支援は、支援の切り口が難しい。障害福祉課だけでなく、福祉部全体で取り組んでいただきたい。

- (3) 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について本協議会で協議することの法的根拠について、事務局が説明を行った。(資料 P9)

質疑応答はなし。

続けて、「ソーシャルインクルー山陽小野田郡」の作本施設長が実施状況について説明を行った。(資料 P10～11)

委員：日中サービス支援型のグループホームができたということで、重度の障がいがある方で、これまでの外部利用型グループホームでは受け入れが難しいと言われていた方を受け入れてもらえる場所が地域にできたことは素晴らしいと思う。

障がい者の地域生活を考える上で、障害福祉サービスの選択肢が増えたことについて嬉しく思う。

今後もグループホームの利用を考えている方が見学や体験ができるよう、御協力をお願いしたい。

若い方の利用が多いとの説明があったが、これから先の人生が長いと考えるとグループホームの中で良い習慣が身につき、自立度が高まることで、グループホーム以外の別の選択肢も増えていくことを期待している。

委員：自立支援協議会の委員からの意見として受け止めていただき、今後とも地域に開かれたグループホームとして支援をお願いしたい。

施設長：御意見に沿って取り組んでいきたい。

- (4) 第5次山陽小野田市障害者計画、第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における自立支援協議会の役割について事務局が説明を行った。(資料 P12～13)

質疑応答はなし。

- (5) その他

事務局が、精神保健福祉講座について説明を行った。

障害福祉課長のあいさつの後、閉会。